

意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を
指定する訓令

平成 31 年 4 月 1 日
法務省訓令第 3 号

最近改正 令和 2 年 3 月 30 日入管庁総訓第 8 号

(意見の聴取を行わせる入国審査官)

第 1 条 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 22 条の 4 第 2 項の規定による意見の聴取を行わせる入国審査官は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）別表第一イ行政職俸給表(一)（以下単に「行政職俸給表(一)」という。）の職務の級 4 級以上の入国審査官の中から、法務大臣又は法第 69 条の 2 第 1 項の規定により権限の委任を受けた出入国在留管理庁長官若しくは同条第 2 項の規定により権限の委任を受けた地方出入国在留管理局長（以下「法務大臣等」という。）が別に指名する者とする。

(意見の聴取を行わせる難民調査官)

第 2 条 法第 61 条の 2 の 8 第 2 項において準用する法第 22 条の 4 第 2 項の規定による意見の聴取を行わせる難民調査官は、出入国在留管理庁長官から難民調査官として指定されている入国審査官であって行政職俸給表(一)の職務の級 4 級以上のものの中から、法務大臣等が別に指名する者とする。

附 則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日入管庁総訓第 8 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。